

令和4年度西東京市商工業従業員表彰基準

(対象者)

第1 表彰の対象となる従業員は、市内で商工業を営む事業所に勤務するもの（ただし、事業主と同一世帯の方及びパートタイマーは除く。）であって、次の各号に定める要件を満たすこととする。

- (1) 事業主から、所定の用紙により推薦が得られること。
- (2) 令和4年11月8日時点において10年以上継続して同一事業所に勤務し、表彰日現在(令和4年11月9日)においても当該事業所に在職していること。

(表彰区分)

第2 表彰は、勤続年数により次の各号によるものとする。ただし、基準年数内の表彰は重複して行わないものとする。

- (1) 優良従業員表彰 勤続10年以上
- (2) 永年勤続表彰 勤続20年以上、勤続30年以上
- (3) 特別表彰 勤続45年以上

勤続年数早見表

年数別	雇用年月日
10年以上	平成24年11月8日以前
20年以上	平成14年11月8日以前
30年以上	平成4年11月8日以前
45年以上	昭和52年11月8日以前